

【指定更新の手引き（坂井地区広域連合）】

この手引きは、坂井地区広域連合（以下「広域連合」という。）が指定更新を行う指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者に適用になります。

1. 指定更新制度の概要について

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、平成18年4月の制度改正により、指定の効力は原則6年間の期限が設けられました。

指定事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、事業を継続できなくなります。この手続きに従って忘れずに指定更新申請を行ってください。

なお、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消し処分を受けたなど法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

2. 更新の手続きについて

（1）更新申請の受付期間

原則として、有効期間満了日の属する月の前月初日から満了日の2週間前までを受付期間とします。

（2）提出先

坂井地区広域連合の介護保険課で手続きを行います。

（3）提出方法

（2）の提出先に、持参又は郵送で提出してください。持参した場合でも、その場で審査はせず、受け取るだけになります。

郵送先

〒919-0526

福井県坂井市坂井町上兵庫40-15 「坂井地区広域連合 介護保険課あて」

（4）提出部数

1部です。なお、必ず事業所で控えを保管しておいてください。

（5）審査について

申請書類に著しい不備がある場合は、理由を示して、申請書類を返却することがあります。軽微な不備等については電話で連絡します。

最初から不備等が全くない場合は、その旨を電話で連絡します。
事業所の現地調査は、広域連合で必要と認めただけに行います。
更新の決定通知は、有効期間満了日の直前に発出されます。

3. 提出書類の作成について

①から④までの書類について、番号順に綴じて提出してください。

なお、④について、新規指定申請の際に既に提出している書類の内容と変更がない場合、又は既に提出している変更届及び添付書類の内容と変更がない場合は、提出を省略できます。

- ① 各事業の「チェックリスト」
- ② 指定更新申請書（別紙様式第二号（二））
- ③ 各事業の「付表」
- ④ 添付資料（標準様式等）

4. その他の留意事項

（1） 休止中の事業所について

休止中の事業所は、指定基準を満たしていることは想定できないので、休止したまま指定更新を受けることはできません。

ただし、有効期間満了日までに指定基準を満たし、再開届出書が受理されれば、更新申請をすることができます。

（2） 更新申請後に変更が生じた場合について

更新申請後、更新決定がされるまでの間に、更新申請書やその添付書類に記載した事項に変更が生じた場合でも、差し替えをする必要はありません。通常どおり、変更届出書を提出してください。